

区民集会室条例の一部を改正する条例について

1. 改正の内容

南池袋第二区民集会室及び池袋本町第三区民集会室を廃止するとともに、財団法人コミュニティ振興公社の名称変更に伴い、規定の整備を図る。

2. 廃止の理由

公共施設の再構築・区有財産の活用実施プラン（5カ年）において適正配置基準（小学校区－地積 0.785 km²－に 1ヶ所）に照らし見直した結果

- ① 南池袋第二区民集会室は南池袋小学校区（1.385 km²）の配置基準を超えるため廃止する。
- ② 池袋本町第三区民集会室は新清掃事務所会議室の利用が開始されるため廃止する。

* 参考

公共施設の再構築・区有財産の活用実施プラン（5カ年）における集会室の適正基準
 区民集会室は小学校区に1ヶ所配置する。但し、小学校区の規模の大小により格差が生じるため、地積 0.785 km²を超える小学校区においては、区民集会室を複数配置することとする。

3. 対象施設の現状

利用状況

南池袋第二区民集会室

	平成 15 年度	平成 16 年度
利用件数	1,501 件	1,282 件
利用可能件数	3,251 件	2,446 件
利用率	46.2%	52.4%

* 4 月～12 月

池袋本町第三区民集会室

	平成 15 年度	平成 16 年度
利用件数	782 件	553 件
利用可能件数	3,245 件	2,446 件
利用率	24.1%	22.6%

* 4 月～12 月

4. 近隣施設

小学校区域	施設名
南池袋小学校	南池袋第一区民集会室、雑司が谷区民集会室、南池袋小学校和室、
池袋第二小学校	池袋本町第二区民集会室、豊島清掃事務所会議室（4月1日から）

5. 廃止後の活用

資産活用（売却）

6. 区民への周知等

H16. 12. 3

「新清掃事務所等について」地元説明会

・会議室の利用－別紙のとおり

・地元見学会－12.17 実施

H17. 1. 25・26 利用者説明会

H17. 3. 25

広報としま（3/25号）でPRの予定

豊島区立区民集会室条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理の委託)</p> <p>第十二条 区長は、集会室の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務を財団法人とし、また文化財団に委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 集会室の維持管理に関すること。 二 受付その他の集会室の利用に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めらるる事務に関すること。 <p>前項の委託事務の執行に要する経費は、予算の範囲内において支払うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第十二条 区長は、集会室の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務を財団法人豊島区コミュニティ振興公社に委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 集会室の維持管理に関すること。 二 受付その他の集会室の利用に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めらるる事務に関すること。 <p>前項の委託事務の執行に要する経費は、予算の範囲内において支払うものとする。</p>

豊島清掃事務所での会議室利用について

貸出し開始日

平成17年4月1日(金)から

※申込み受付は3月1日(火)から

利用対象者

区民の方で構成される、原則として概ね10名以上の団体です。

- ・構成者の半数以上が豊島区民。
- ・在勤・在学の方は、在住に準じます。

受付

利用月の1月前の1日から利用日の3日前(3営業日前)までの午前9時から午後5時まで豊島清掃事務所2階事務室にて先着順にて受付いたします。

利用時間及び使用料

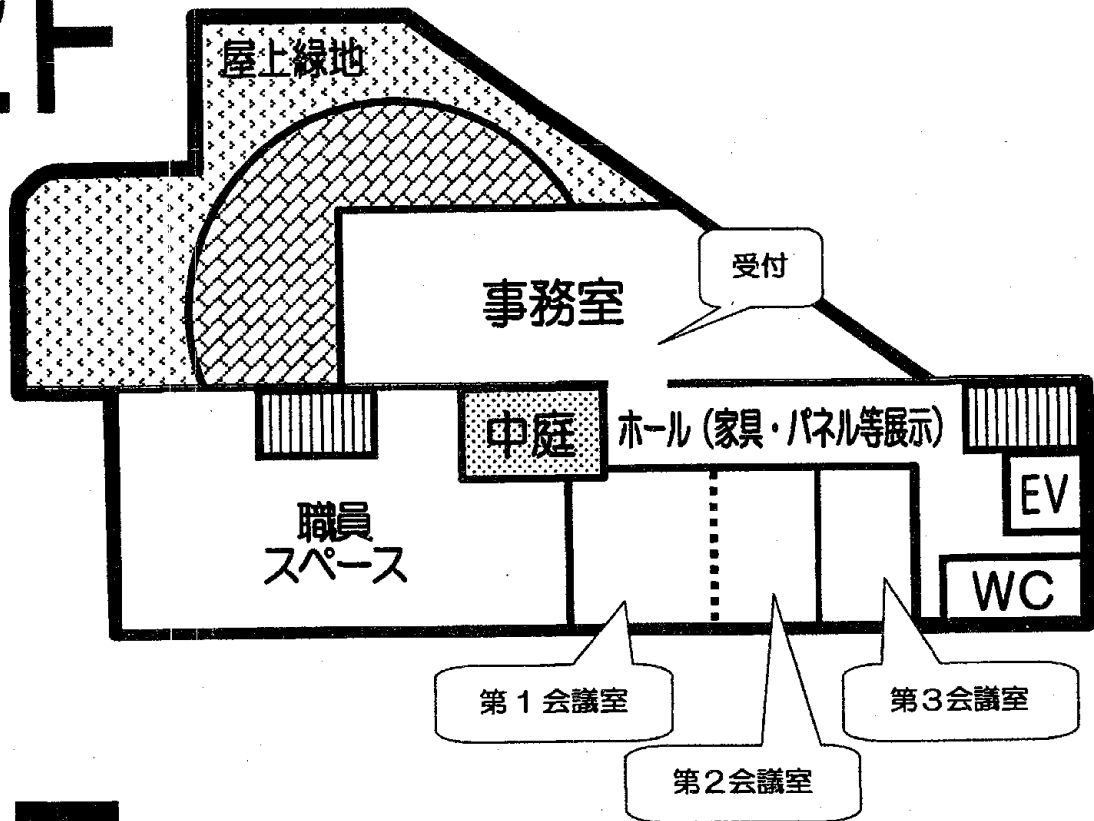
会議室	定員	面積	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:30~21:30)
第1会議室	90名	131㎡	1,000円	1,500円	1,500円
第2会議室	60名	89㎡	500円	1,000円	1,000円
第3会議室	50名	83㎡	500円	1,000円	1,000円
講堂(第1・2会議室)	162名	220㎡	1,500円	2,000円	2,000円

※夜間午後9時30分以降(10時まで)の延長使用料は、夜間の額の10%

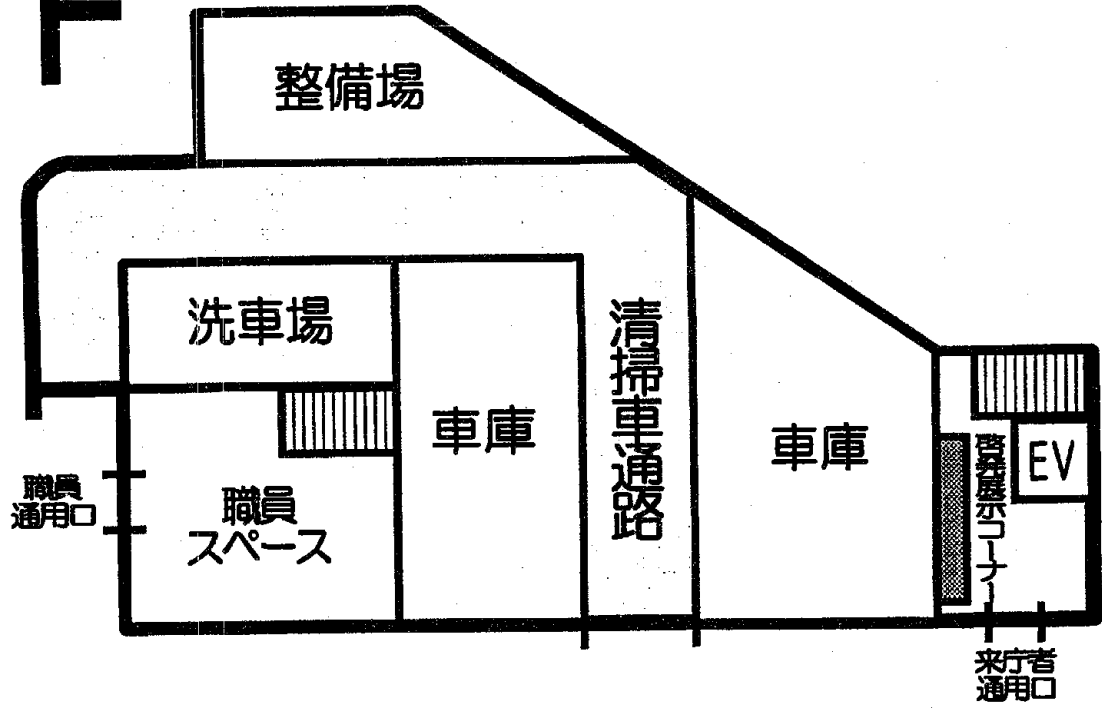
その他

- ・区として職員研修、啓発講座等で利用する場合があります。
- ・町会として利用する場合・・・総会・役員会で使用の場合は免除、その他の利用の場合は50%の減額となります。

2F



1F



区民集会室条例の一部を改正する条例について

1. 改正の内容

長崎第1区民集会室を廃止する。

2. 廃止の理由

公共施設の再構築・区有財産の活用実施プラン(5カ年)において適正配置基準(小学校区-地積0.785km²-に1ヶ所)に照らし見直した結果

長崎第1区民集会室は千早小学校区(地積0.465km²)の配置基準により1ヶ所となるので廃止する。

* 参考

公共施設の再構築・区有財産の活用実施プラン(5カ年)の適正配置基準

区民集会室は小学校区に1ヶ所配置する。但し、小学校区の規模の大小により格差が生じるため、地積0.785km²を超える小学校区においては、区民集会室を複数配置することとする。

3. 対象施設の現状

① 施設の概要

区 分	階	施 設 内 容	収 容 定 員
洋 室	1 階	90.60m ²	24名
和 室	2 階	57.75m ²	50名
洋 室	2 階	31.15m ²	20名

② 利用状況

区 分	平成16年度	平成17年度
利用件数	286件	170件
利用可能件数	3,051件	1,806件
利用率	9.4%	9.4%

* 4月～10月

4. 近隣集会施設

小学校区域	施設名
千早小学校区	要町第2区民集会室
	千早児童館（ホール、図書コーナー）
	千早社会教育会館

5. 廃止後の活用

資産活用（売却）

6. 区民への周知等

- H. 17. 10. 6 第8地区区政連絡会にて報告
- H. 17. 11. 1 集会室利用受付時に利用者へ周知
- H. 17. 11. 4 第8地区区政連絡会管内の町会へ回覧依頼
- H. 17. 11. 17 住民説明会

7. 廃止の時期

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日